

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第一編 GHQの対日労働政策

第一章 共産党対策

連合国、特に事実上日本占領の主力であるアメリカ合衆国の日本に対するこの年の労働政策としては、前年からひきつづいて、(一)ストライキに対する中止の勧告又は指令、(二)民主的労働組合の育成と組合からの共産主義分子の排除についての勧告、(三)労使紛争の平和的解決についての勧告等が行われたが、この年の労働政策を特長づけるのは、何といっても日本共産党中央委員の追放と同党機関紙の発行停止処分であり、警察予備隊設置の指令とあいまって労働運動に特別な影響を与えた。前年までは、共産主義者を経営から排除する方針は日本政府によって具体化されるというコースがとられたが一九五〇年にはついに占領軍によって直接日本共産党中央部に対する強い措置がとられるに至ったのである。

以下章を分って、共産党対策、警察力増強政策、労資関係対策を述べよう。

第一章 共産党対策

憲法記念日のマッカーサー元帥声明 五月三日の憲法三周年記念日に当り、マッカーサー元帥は次のような声明を発表し、戦後合法的に結成された日本共産党がはじめは穏健に活動して一部の人々の支持をえたこと、しかし最近はその活動が激烈になって国民の反発を買い政治的には勢力を失ったと指摘したのち、「同党が破壊しようとしている国家及び法律から、同党がこれ以上の恩恵と保護を受ける権利があるかどうか」と問題を提起し、いわゆる非合法化問題に一つの基準を与えた。

今日ここにふたたび新日本誕生の記念日を迎えた。三年前のこの日、日本国民は、彼らに国家的災難をもたらした神話と伝説に根ざした伝統を強く振りすて、これに代る眞理と現実に通ずる光明の途を選び、戦争の生んだ人的、物的破壊から立直るべく暗中摸索の前進を開始したのである。この実践を通じて日本国民は、人間自由の精神的、物質的精華を探し求めてきた多くの人々が長年にわたって進化させてきた倫理と道徳上の変ることのない理念にその身をささげたのである。

日本国民はそれ以来今日に至るまで数年間にわたって憲法にもられた教訓のワクの中で生活し、進歩することのきわだった才能を示してきた。確立された代議制民主主義の規範の下における日本国民の政治的進歩、私的自由競争企業の広範な形体の下におけるその経済的進歩、戦争の結果としての破壊と絶望から脱していまや日本全土にみちみちている平和と安穩と希望をもたらした社会的進歩などは戦後の世界に明朗な影響を與えた。もしこれらの進歩がなかったなら戦後の世界の困惑と混乱がもっとひどかったであろう。

新憲法によって與えられた権力の濫用を防ぐために確立された抑制、均衡は、日本の政治的再編と民主主義成長の期間を通じてよくその目的を果し、またその解釈と適用は社会的暴力の試練を経ることなく、大衆討議の方式あるいは確立された法的手続の下

で平和的解決をもたらした。とりわけ主権が国民にあることによって始めて存在する各個人の政治的責任についての健全な自覚と承認が高まってきたことが特筆される。ここにこそ実に代議制民主主義の代表者であり、実践者としての日本の不断の進歩にたいする最善の保証があるのである。そして日本の行くところやがては全アジアの諸国がこれに従うであろう。なぜならば日本の人権条例と、それから生れた社会的進歩の中に今日アジアのもつ多数の病根の治療手段を人々は見出すだろうと思われるからである。もし日本がすでに定められた途を力強く賢明に前進するならば、その途はやがて全アジアの途ともなっていてすべての人々の最終の目標である個人の自由と個人の尊厳へと導き、かくて日本の憲法は自由アジアの大憲章(マグナ・カルタ)として歴史にその記録を止めることになるだろう。

政府権力の濫用にたいする抑制、均衡作用は、このように明白に十分ではあるものの、他国におけると同様日本にも人権条例によって與えられた個人の自由の濫用にたいしてはわずかに総括的ではくぜんとした憲法上の保護があるにすぎない。そしてまた他国におけると同様日本では自由を守るための防備におけるこの弱い点は、自由と特権を悪用して自由を破壊しようとする少数の人々により間断なき圧迫下におかれている。しかしこの種少数派の圧迫がどんなものかは日本でも知られているので、日本国民はこの種の圧迫から起こり得る恐るべき結果について前もって警告されているのである。

なぜならば日本ではごく最近においてほんのわずかな少数派—当時の軍国主義者とその協力者—が日本国民を不可避的な、そしてその実予見できた破滅に通じる戦争に駆りたてたからである。ところが日本国民があのような破滅的経験から立ち直るべくなお暗中摸索を続けている現在、この別の少数派が戦争のため生じた貧困がまだ回復していないのに乗じて国民の直感的な警戒心をマヒさせもっと大きな破滅に引入れようと企んでいる。すなわちかれらはこんどは正当な国家目的に奉仕するという仮面すらかなぐり捨て、日本を最終的には他国の政治的支配に屈従せしめるのに都合のよい国内的基礎をつくるという外国の指令に従って行動しているのである。

終戦直後憲法の保護の下に特定の政治的、経済的、社会的理論の推進に専念するため、一政党として結成された日本共産党は、当初は穩健に発足し、そのために一部の人の支持を獲得した。しかしかれらはその地歩を固めようとするに当ってあらゆる共産主義運動のたどる道を進み、政治、社会活動において次第に激烈となり、やがて国民の反発をかい、その結果共産党は政治的には事実上勢力を失う状態に陥った。ことに最近ではその粉碎された残存分子は、この失敗から生じた窮状を打破しようとして合法の仮面をかなぐり捨て、それに代って公然と国際的略奪勢力の手先となり、外国の権力政策、帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引受けたのである。

同党が以上のようなことをやっていることは、とりもなおさず同党が破壊しようとしている国家および法律から、同党がこれ以上の思恵と保護を受ける権利があるかどうかの問題を提起し、さらに同党の活動を果してこれ以上憲法で認められた政治運動とみなすべきかどうかの疑問を生ぜしめる。もちろんこのような疑問は平和的で法律の守られている社会に存在している一切の反社会的勢力に與えられていると同じ考慮ならびに保護を考慮して冷静に公正に、かつ感情にとらわれずに解決されなければならない。

「あらかじめ戒しむるはあらかじめ備うるに等し」との格言はとくにこの場合適切である。なぜならば日本共産党の同類である外国共産党の発展過程をみると、共産党運動の底に横たわる諸目的ならびに共産党が政権奪取に成功した諸国では同党が不可避免的にどんなことを引き起こしたかという結末がはっきり見とどけられるからである。このように世界の他の民主主義諸国におけると同様、日本では共産党は労働階級の支持をうるための労働者の諸権利を守るチャンピオンを潜称しているものの、海外における実例は共産党の支配下では労働者は一切の権利を失うことを示している。どこでも同じであるように、日本でも共産党は言論および平和的な集会の自由、良心にもとづく信仰の自由その他普遍的に認められている基本的人権にもとづく諸自由の熱心な使徒であるかのごとく装ってはいるが、しかし事實は共産主義政治権力の台頭とともに一切の自由が完全に抑圧されていることは反論の余地ないまでに暴露されている。

事実過去の歴史をみると共産主義の前進した後には必ず精神的真空状態が続いているが、この真空状態のなかでは未だかつて社会の安定が増大したり、社会正義が保持されたり、または社会進歩が依然として継続されたというためしは余くないのである。日本の共産主義は外国の共産主義運動の特徴に比較してより穏健な国内運動のコースを保つのではないかという見方があったようだが、こうした見方は日本の共産党が今や公然と国外からの支配に屈服し、かつ人心をまどわし、人心を弾圧するための虚偽と悪意にみちた扇動的宣伝を広く展開していること、さらに反日本的であるとともに日本国民の利益に反するような運動方針を公然と採用しているという事実によって全く誤りであることが明らかとなった。こうしたかたちの国際的な政治的裏切行為、社会的な偽り領土的詐術の線に同調し、かつ人間の自由を個人権力の障害としてこれを排除しようとする陰險かつ破壊的な企図をもちながら、その企図をおおいかくすもっともらしい体裁をつくろうためにあらゆる口説をろうして自己保身をはかりつつ基本的人権を具とする便宜主義と手を握ろうとするのがこれらの連中のやり方であって、その説く熱弁以上に偽善的な議論のないことは“経験”という偉大な教師が明らかに示すとおりである。ただ不幸なことにはあらゆる社会において、この共産主義は本来善良な市民でありながらも精神的に異常で失意の状態にあり、だまされやすく無知な人々の間にある程度の帰依者を獲得するものであり、またそのいかにも尊厳らしい装いのために一見責任ある運動のかたちをとりそのまわりには民主的自由に固有の弱点をどこまでも食べ物にしようとする不法分子が集まってくるものなのである。これが悲劇なのだ。あらゆる自由な国民は社会の漸進的改善を合憲的に主張する特権を與えられているが、共産主義はそうした目的を追及しているという浅薄な見せかけをしているだけで本質的にはこれを全然問題にしていない。その戦術は政治権力獲得に有利な地盤を築くための手段として社会、人心の不安をひき起すことだけに限られている。その圧力は決して一国内やある地域内に局限されてはいない。それは共産党の政策、戦術が国際的規模において高度の中央集権的支配、調整をうけているので、世界の個々の自由な地域にその破壊的攻撃力を全面的に注ごうと思う場合、共産主義圏内の主要都市からこれを随意に行うことができるからだ。共産党はこの調整された力を残忍卑劣に行使し、近代文明を守る精神的要素をそのもつ弱点を手当たり次第に食べ物とすることによって滅殺しようとする。したがって現在日本が急速に解決を迫られている問題は全世界の他の諸国と同様この反社会的勢力をどのような方法で国内的に処理し、個人の自由の合法的行使を阻害せずに国家の福祉を危くするこうした自由の濫用を阻止するかにある。

今日まで世界各国と同様、日本でも選挙場で示される目覚めた国民世論の反撃力に信頼がおかれてきている。選挙場では国民がすべての候補者のもつ責任についてその判断を下す当然の機会をかちうるからだ。しかしこうした防衛手段は無法で無責任な指導者が合憲的方法を通じて現われるという危険を阻止するのに役立つものではあるが、一方自由の乱用の結果、こうした指導者が脅迫と力づくによって現われるのに都合のよい無法、無秩序の条件が生れてくるという危険にたいしては十分に有効な防衛手段ではないのである。

したがって問題は明々白々である。いかに基本的人権が、それ自体を破壊する具となることなく侵害されずに行使できるかということである。これこそ全自由民の当面する問題であって、理想を盲目的に追うのあまり現実に存在する危険を見出さなかったため自らの自由を失った人々のあったことをあらかじめ警告するものでもある。自己の個人的自由を侵されることなく維持し、また行使することは全自由人の普遍的願望であるが、ここに自由そのものの存在を脅かすことなしには無視することのできないあらゆる遵法社会に投げかけられた問題がある。私はこんご起る事件が、この種の陰險な攻撃の破壊的潜在性にたいして公共の福祉を守りとおすために、日本において断固たる措置をとる必要を予測させるようなものであれば、日本国民は憲法の尊厳を失墜することなく英知と沈着と正義とをもってこれに対処することを固く信じて疑わない。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
